

第6章 事後調査計画

第1節 事後調査項目の選定

対象事業の実施による環境への影響については、「第4章 調査・予測・保全対策・評価」で述べたように、周辺環境に著しい影響を与えるものではないと考える。

ただし、工事計画、施設計画に未確定な部分があり、予測条件と異なる場合があるため、工事中、存在・供用時には実際に測定を行い、事業の影響の有無を確認する。

以上を踏まえ、事後調査を行うにあたって、項目の選定・非選定の理由を以下に示す。

1.1 大気質

1. 工事による影響

工事による大気質への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表6.1.1に示す。

表 6.1.1 事後調査の選定・非選定の理由（大気質：工事中）

区分	要因	工事による影響					選定の理由
		運搬	土地造成	掘削	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	二酸化硫黄	—	—	—	—	—	・建設機械の稼働に伴う大気質への影響については、環境保全目標を満足しているものの、工事計画の詳細が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。
	一酸化窒素	—	○	○	○	○	
	二酸化窒素	—	○	○	○	○	
	浮遊粒子状物質	—	○	○	○	○	
	ダイオキシン類	—	—	—	—	—	
	粉じん・降下ばいじん	—	○	○	—	—	
	その他の必要な項目	—	—	—	—	—	

注) ○：事後調査を行う項目

2. 存在・供用による影響

存在・供用による大気質への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表6.1.2に示す。

表 6.1.2 事後調査の選定・非選定の理由（大気質：存在・供用時）

区分	要因	存在・供用による影響			選定の理由
		自動車交通の発生	焼却施設の稼働	廃棄物の搬出・処理	
項目	二酸化硫黄	—	○	—	・焼却施設の稼働に伴う大気質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）への影響については、環境保全目標を満足しているものの、施設の詳細な設備機器が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。
	一酸化窒素	—	○	—	
	二酸化窒素	—	○	—	
	浮遊粒子状物質	—	○	—	
	ダイオキシン類	—	○	—	
	粉じん・降下ばいじん	—	—	—	
	微小粒子状物質	—	—	—	
その他の必要な項目 ・塩化水素 ・水銀	—	○	—		

注) ○：事後調査を行う項目

1.2 騒音

1. 工事による影響

工事による騒音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.3 に示す。

表 6.1.3 事後調査の選定・非選定の理由（騒音：工事中）

区分		要因	工事による影響					選定の理由
			運搬	土地造成	掘削	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	道路交通騒音	—	—	—	—	—	・建設機械の稼働に伴う騒音の影響については、環境保全目標を満足しているものの、工事計画の詳細が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。	
	総合騒音 特定騒音（建設作業）	—	○	○	○	○		

注) ○：事後調査を行う項目

2. 存在・供用による影響

存在・供用による騒音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.4 に示す。

表 6.1.4 事後調査の選定・非選定の理由（騒音：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響		選定の理由
			自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
項目	道路交通騒音	—	—	—	・焼却施設の稼働に伴う騒音の影響については、環境保全目標を満足しているものの、施設の詳細な設備機器が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。
	総合騒音 特定騒音（事業所）	—	—	○	

注) ○：事後調査を行う項目

1.3 振動

1. 工事による影響

工事による振動の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.5 に示す。

表 6.1.5 事後調査の選定・非選定の理由（振動：工事中）

区分		要因	工事による影響					選定の理由
			運搬	土地造成	掘削	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	道路交通振動	—	—	—	—	—	・建設機械の稼働に伴う振動の影響については、環境保全目標を満足しているものの、工事計画の詳細が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。	
	総合振動 特定振動（建設作業）	—	○	○	○	○		

注) ○：事後調査を行う項目

2. 存在・供用による影響

存在・供用による振動の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.6 に示す。

表 6.1.6 事後調査の選定・非選定の理由（振動：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響		選定の理由
			自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
項目	道路交通振動		—	—	・焼却施設の稼働に伴う振動の影響については、環境保全目標を満足しているものの、施設の詳細な設備機器が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。
	総合振動 特定振動（事業所）		—	○	

注) ○：事後調査を行う項目

1.4 低周波音

1. 存在・供用による影響

存在・供用による低周波音の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.7 に示す。

表 6.1.7 事後調査の選定・非選定の理由（低周波音：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響		選定の理由
			焼却施設の稼働		
項目	低周波音			○	・焼却施設の稼働に伴う低周波音の影響については、環境保全目標を満足しているものの、施設の詳細な設備機器が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。

注) ○：事後調査を行う項目

1.5 悪臭

1. 存在・供用による影響

存在・供用による悪臭の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.8 に示す。

表 6.1.8 事後調査の選定・非選定の理由（悪臭：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響		選定の理由
			焼却施設の稼働		
項目	特定悪臭物質			○	・焼却施設の稼働に伴う悪臭の影響については、環境保全目標を満足しているものの、施設の詳細な設備機器が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。
	臭気指数			○	

注) ○：事後調査を行う項目

1.6 水質

工事及び存在・供用による水質への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.9 に示す。
 なお、存在・供用時には施設からはプラント排水、生活排水、雨水排水のいずれも公共用水域には放流しないため、事後調査は行わない。

表 6.1.9 事後調査の選定・非選定の理由（水質：工事中）

区分		要因	工事による影響		選定の理由
			土地造成、掘削	舗装工事・ コンクリート工事	
			工事中の湧水（濁水） 工事中の降雨（濁水）	アルカリ排水	
項目	生活環境項目 （浮遊物質量、濁度）	○	—	・工事中の水質への影響については、環境保全目標を満足しているものの、工事計画の詳細が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。	
	水素イオン濃度	—	○		

注) ○：事後調査を行う項目

1.7 水象

工事及び存在・供用による水象への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.10 に示す。

表 6.1.10 事後調査の選定・非選定の理由（水象：工事中、存在・供用時）

区分		要因	工事による影響	存在・供用による影響	選定の理由
			掘削	焼却施設の稼働	
			工事中の湧水	建設物・工作物等の存在	
項目	湿地の水位	○	—	・工事中の水象は、工事計画が未定であることから事後調査を行う。	

注) ○：事後調査を行う項目

1.8 土壌汚染

1. 存在・供用による影響

存在・供用による土壌汚染への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.11 に示す。

表 6.1.11 事後調査の選定・非選定の理由（土壌汚染：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響	選定の理由
			焼却施設の稼働	
項目	環境基準項目	—	・焼却施設の稼働に伴う土壌汚染への影響については、環境保全目標を満足しているものの、施設の詳細な設備機器が未確定であり、予測条件と異なる場合もあることから、事後調査を実施する。	
	ダイオキシン類	○		

注) ○：事後調査を行う項目

1.9 植物

1. 工事による影響

工事及び存在・供用による植物への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.12 に示す。

表 6.1.12 事後調査の選定・非選定の理由（植物：工事中）

区分		要因	工事による影響				選定の理由
			土地造成	掘削	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	植物相	—	—	—	—	・注目すべき種のうちクマツヅラは個体の移植による環境保全措置を行うものの、効果の不確実性が残ることから、生息状況の把握、必要に応じた追加対策の実施を目的として事後調査を行う。	
	植生	—	—	—	—		
	注目すべき種	○	—	—	—		

注) ○：事後調査を行う項目

2. 存在・供用による影響

存在・供用による植物への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.13 に示す。

表 6.1.13 事後調査の選定・非選定の理由（植物：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響			非選定の理由
			建築物・構造物の存在	焼却施設の稼働	夜間照明等	
項目	植物相	—	—	—	・夜間照明の施設からの漏えいは、環境保全措置により環境への影響を緩和することから、事後調査は行わない。	
	植生	—	—	—		
	注目すべき種	—	—	—		

注) ○：事後調査を行う項目

1.10 動物

1. 工事による影響

工事及び存在・供用による動物への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.14 に示す。

表 6.1.14 事後調査の選定・非選定の理由（動物：工事中）

区分		要因	工事による影響				選定の理由
			土地造成	掘削	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	動物相		—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき種のうちハヤブサは影響予測に不確実性があることから、生息状況の把握を目的として事後調査を行う。 ・注目すべき種のうちコウフオカモノアラガイは個体の移殖による環境保全措置を行うものの、効果の不確実性が残ることから、生息状況の把握、必要に応じた追加対策の実施を目的として事後調査を行う。
	注目すべき種及び個体群	○	—	—	—	○	

注) ○：事後調査を行う項目

2. 存在・供用による影響

存在・供用による動物への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.15 に示す。

表 6.1.15 事後調査の選定・非選定の理由（動物：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響			選定の理由
			建築物・構造物の存在	焼却施設の稼働	夜間照明等	
項目	動物相		—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・注目すべき種のうちハヤブサは影響予測に不確実性があることから、生息状況の把握を目的として事後調査を行う。
	注目すべき種及び個体群	○	—	—	—	

注) ○：事後調査を行う項目

1.11 生態系

工事及び存在・供用による生態系への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.16 に示す。

表 6.1.16 事後調査の選定・非選定の理由（生態系：工事中、存在・供用時）

区分	要因	工事による影響				存在・供用による影響				非選定の理由
		土地造成	掘削	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	地形変化	建築物・工作物等の存在	焼却施設の稼働	夜間照明等	
項目	生態系	—	—	—	—	—	—	—	—	・濁水等の流出防止、騒音振動の低減、夜間照明拡散の低減等、環境保全措置により環境への影響を緩和することから、事後調査は行わない。

注) ○：事後調査を行う項目

1.12 景観

1. 存在・供用による影響

存在・供用による景観への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.17 に示す。

表 6.1.17 事後調査の選定・非選定の理由（景観：存在・供用時）

区分	要因	存在・供用による影響		選定の理由
		建築物・工作物等の存在		
項目	景観資源構成要素		○	・計画施設の形状、配置、色彩等が未確定であることから、事後調査を実施する。
	主要な景観		○	

注) ○：事後調査を行う項目

1.13 触れ合い活動の場

1. 工事による影響

工事による触れ合い活動の場への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.18 に示す。

表 6.1.18 事後調査の選定・非選定の理由（触れ合い活動の場：工事中）

要因区分		工事による影響				非選定の理由
		運搬	土地造成	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	触れ合い活動の場	—	—	—	—	・工事が触れ合い活動の場に及ぼす影響は小さく、環境保全措置により影響を緩和することから、事後調査は行わない。

注) ○：事後調査を行う項目

2. 存在・供用による影響

存在・供用による触れ合い活動の場への影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.19 に示す。

表 6.1.19 事後調査の選定・非選定の理由（触れ合い活動の場：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響		非選定の理由
			自動車交通の発生	焼却施設の稼働	
項目	触れ合い活動の場		—	—	・存在・供用が触れ合い活動の場に及ぼす影響は小さく、環境保全措置により影響を緩和することから、事後調査は行わない。

注) ○：事後調査を行う項目

1.14 廃棄物等

1. 工事による影響

工事による廃棄物等の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.20 に示す。

表 6.1.20 事後調査の選定・非選定の理由（廃棄物等：工事中）

区分		要因	工事による影響				非選定の理由
			運搬	土地造成	舗装工事・コンクリート工事	建築物の工事	
項目	廃棄物等		—	—	—	—	・工事に伴って発生する廃棄物等は、適正な処理を行うことにより環境への影響はないことから、事後調査は実施しない。

注) ○：事後調査を行う項目

2. 存在・供用による影響

存在・供用による廃棄物等の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.21 に示す。

表 6.1.21 事後調査の選定・非選定の理由（廃棄物等：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響	非選定の理由
			廃棄物の排出・処理	
項目	廃棄物等		—	・施設の稼働に伴って発生する廃棄物等は、適正な処理を行うことにより環境への影響はないことから、事後調査は実施しない。

1.15 温室効果ガス等

1. 存在・供用による影響

存在・供用による温室効果ガス等の影響に関する事後調査の選定・非選定の理由を表 6.1.22 に示す。

表 6.1.22 事後調査の選定・非選定の理由（温室効果ガス等：存在・供用時）

区分		要因	存在・供用による影響	非選定の理由
			焼却施設の稼働	
項目	二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素		—	・施設の稼働に伴って発生する温室効果ガス等は、現有施設と比較し、二酸化炭素換算で大幅に排出が削減される見通しであることから、事後調査は実施しない。

注) ○：事後調査を行う項目

第2節 事後調査計画

2.1 工事による影響

1. 大気質

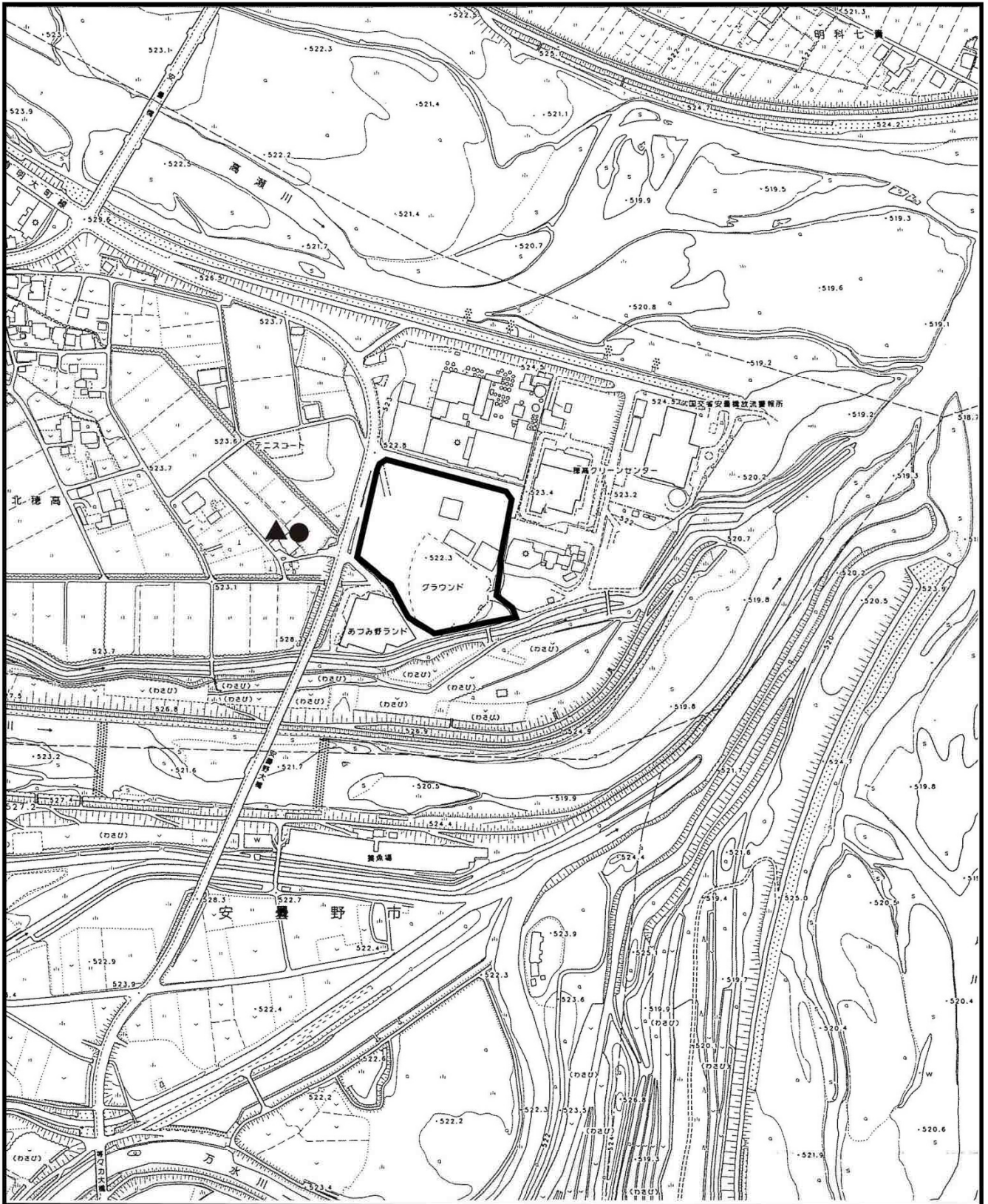
工事による大気質への影響の事後調査は、表 6.2.1 に示すとおりである。

調査項目は、建設機械の稼働に伴う一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び降下ばいじんとする。

調査地点を図 6.2.1 に示す。

表 6.2.1 大気質の事後調査計画（工事による影響）

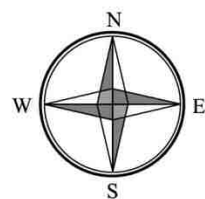
調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
一酸化窒素 二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）による	工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期 1 回（7 日間連続）	対象事業実施区域 周辺 1 地点
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）による		
降下ばいじん	ダストジャー又はデポジットゲージによる捕集	工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期 1 回（1 ヶ月間）	
地上気象 （風向、風速、気温、湿度）	地上気象観測指針（平成 14 年 3 月気象庁）による	工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期 1 回（7 日間連続）	



凡 例

-  対象事業実施区域
-  大気質調査地点
-  地上気象調査地点

図6.2.1 大気質事後調査地点（工事による影響）



Scale 1/5,000
 0 100 200 300m

2. 騒音

工事による騒音の影響の事後調査は、表 6.2.2 に示すとおりである。

調査項目は、建設機械稼働に伴う総合騒音及び特定騒音とする。

調査地点を図 6.2.2 に示す。

表 6.2.2 騒音の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
総合騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環告 64 号）等に準じる方法	工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期 1 回（昼間：6 時～22 時）	対象事業実施区域 周辺 1 地点
特定騒音 （建設作業）	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚・農・通・運告 1 号）等に準じる方法	工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期 1 回 （朝、昼間、夕：6 時～21 時）	対象事業実施区域 敷地境界 2 地点

3. 振動

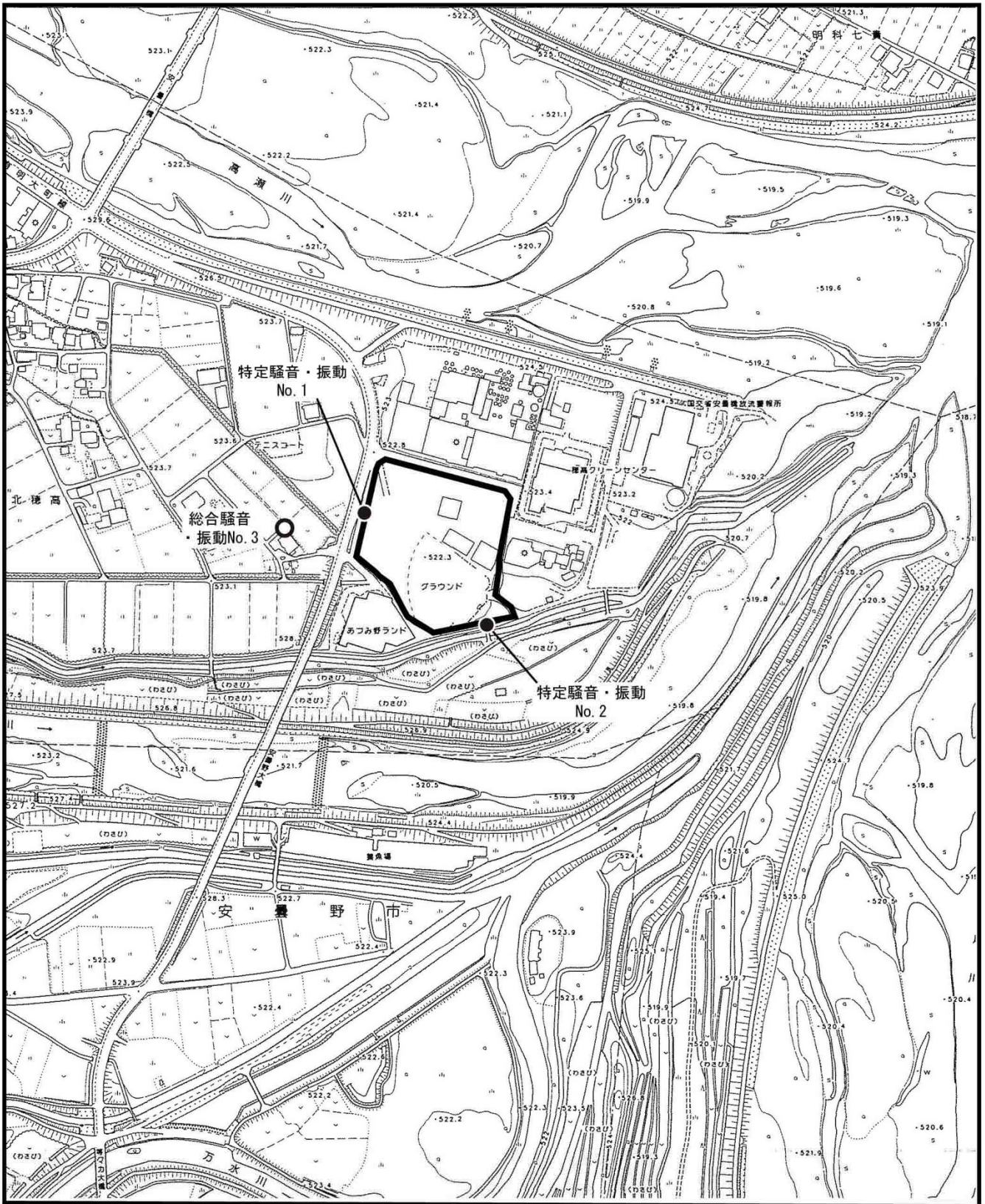
工事による振動の影響の事後調査は、表 6.2.3 に示すとおりである。

調査項目は、建設機械稼働に伴う総合振動及び特定振動とする。

調査地点を図 6.2.2 に示す。

表 6.2.3 振動の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
総合振動	「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」等に準じる方法	工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期 1 回（昼間：6 時～22 時）	対象事業実施区域 周辺 1 地点
特定振動 （建設作業）	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環告 90 号）等に準じる方法	工事期間中で建設機械の稼働が最大となる時期 1 回（昼間：7 時～19 時）	対象事業実施区域 敷地境界 2 地点



凡 例




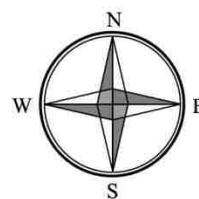
-  対象事業実施区域
-  総合騒音・振動調査地点
-  特定騒音・振動調査地点

図6.2.2 騒音・振動事後調査地点（工事による影響）



Scale 1/5,000
 0 100 200 300m

4. 水質

工事による水質への影響の事後調査は、表 6.2.4 に示すとおりである。

工事中に発生する濁水及びアルカリ排水を対象とし、調査項目は、浮遊物質量、濁度及び水素イオン濃度とする。

調査地点を図 6.2.3 に示す。

表 6.2.4 水質の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
生活環境項目 (浮遊物質量、水素イオン濃度)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環告 59 号)に定める方法等	掘削工事期間中における平常時及び降雨時 各 1 回	排水放流地点 1 地点 赤川下流 1 地点
濁度、電気伝導度 外観、臭気 気温、水温 流量			

5. 水象

工事による水象への影響の事後調査は、表 6.2.5 に示すとおりである。

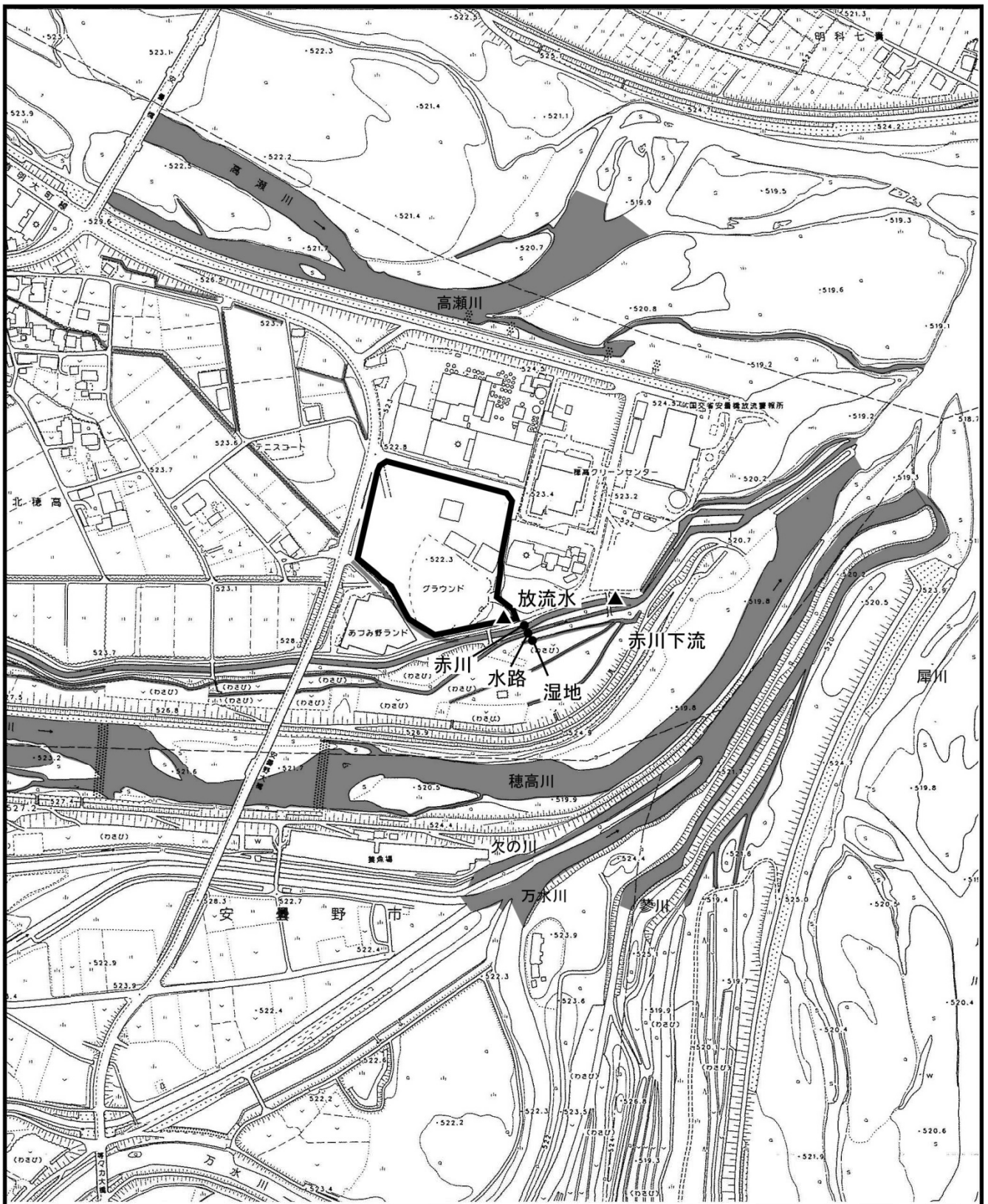
工事中のわさび田周辺の水位低下の状況を対象とし、調査項目は、わさび田周辺の水位とする。工事前と工事中の流況を写真により比較するとともに、水面標高を測定し、工事の実施に連動したわさび田周辺の湿地の水位低下がないことを確認する。

また、具体的な掘削工法等の工事計画、揚水量等に基づき、地下水位に与える影響の程度について事前の検証を行うとともに、対象事業実施区域内またはその周辺に観測井を設け、地下水位の観測を行う。

調査地点を図 6.2.3 に示す。

表 6.2.5 水質の事後調査計画（工事による影響）

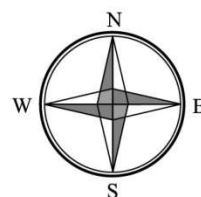
調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
わさび田周辺の水位及び流況	目視確認及び写真撮影 水面標高の測定	掘削工事開始から埋戻し・地下躯体工事終了までの期間及びその前後 1 ヶ月 1 回/月	わさび田周辺 3 地点
採用する工法が地下水位に与える影響の検証	掘削計画を基に地下水位に与える影響の有無、程度を検証	掘削開始前	—
地下水位観測	観測井での地下水位の観測	掘削工事開始から埋戻し・地下躯体工事終了までの期間及びその前後 1 ヶ月 1 回/月	対象事業実施区域内 1 地点 (場所未定)



凡 例

- 対象事業実施区域
- 水質調査地点
- 水象調査地点

図6.2.3 水質及び水象事後調査地点（工事による影響）



6. 植物

工事による植物への影響の事後調査は、表 6.2.6 に示すとおりである。

工事に伴う植物への影響を対象とし、注目すべき種の確認と移植について検討する。また、移植した場合は、移植後のモニタリング調査を実施する。

調査地点は、対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺とする。

表 6.2.6 植物の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
注目すべき種の保全 ・クマツヅラ	現地調査（直接観察）	工事着手前の夏季または秋季	対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺

7. 動物

工事による動物への影響の事後調査は、表 6.2.7 に示すとおりである。

工事に伴う動物への影響を対象とし、調査項目は注目すべき種の生息状況及び移殖の検討とする。また、移殖した場合は、移殖後のモニタリング調査を実施する。

調査地点は、対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺とする。

表 6.2.7 植物の事後調査計画（工事による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
注目すべき種の保全 ・ハヤブサ	現地調査 （定点または移動観察）	建設作業実施期間中の秋季～春季 月 1 回	対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺
・コウフオカモノアラガイ	現地調査（直接観察）	工事着手前の春季から秋季	対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺

8. 工事及び保全対策の実施状況

事後調査に関連する工事の状況及び環境保全措置の実施状況を表 6.2.8 に示すとおり調査・整理する。

表 6.2.8 工事及び保全対策実施状況の事後調査計画

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
工事の状況	工事計画・現場管理記録等の資料整理、聞き取り、写真撮影等	事後調査の実施期間	工事工程 工事方法 建設機械の種類、規格、台数 工事関係車両台数 その他工事状況等
環境保全措置の実施状況	工事計画・現場管理記録等の資料整理、聞き取り、写真撮影等	事後調査の実施期間	土砂飛散防止対策の状況 騒音・振動防止対策の状況 濁水等防止対策の状況 その他環境保全措置の状況

2.2 存在・供用による影響

1. 大気質

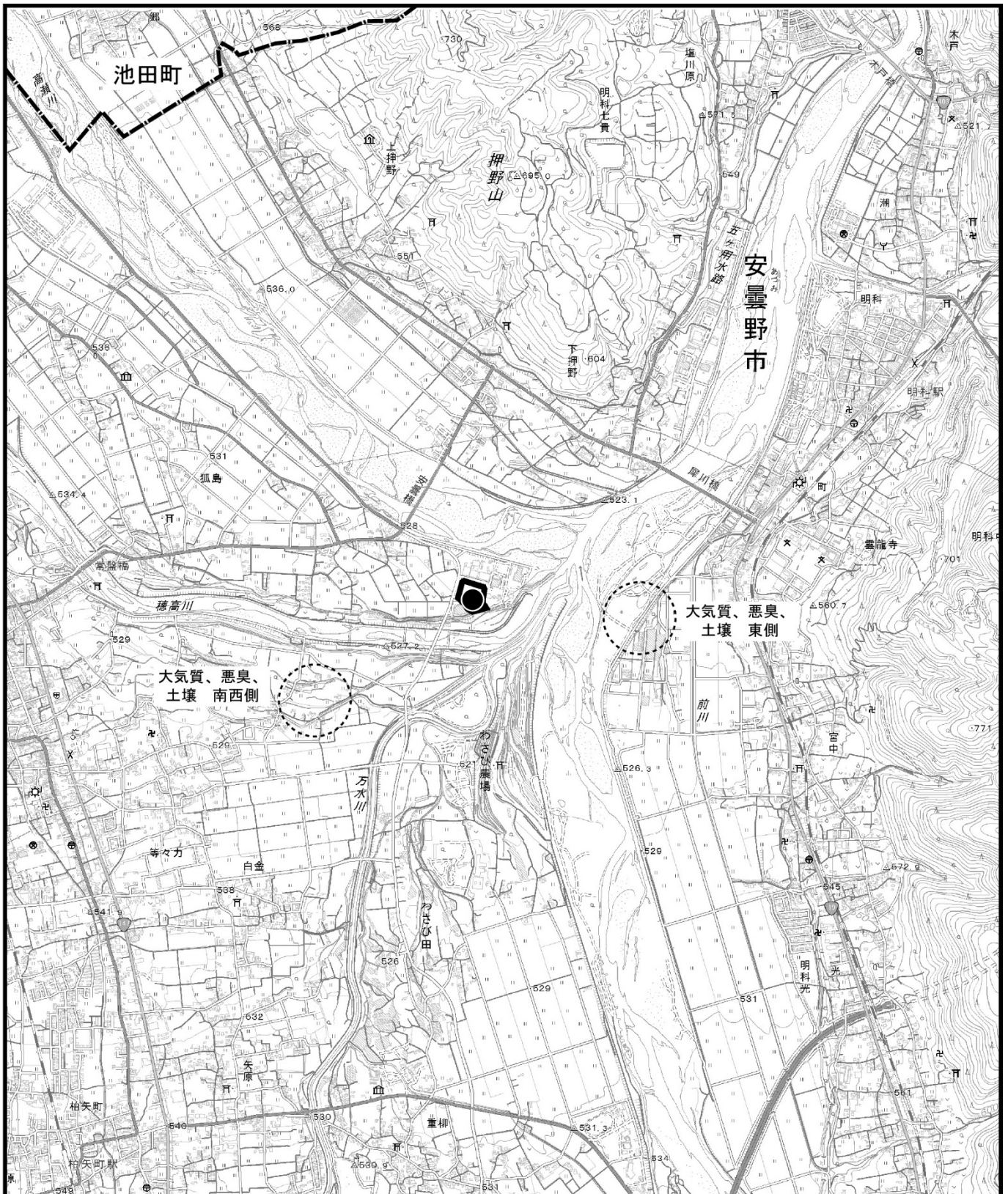
存在・供用による大気質への影響の事後調査は、表 6.2.9 に示すとおりである。

調査項目は、施設の稼働に伴う排ガスの影響とし、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とする。

調査地点を図 6.2.4 に示す。なお、具体的な調査地点は、図に示す範囲に基づき、調査実施時に適切な地点を設定する。

表 6.2.9 大気質の事後調査計画（存在・供用による影響）

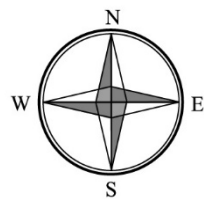
調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号) による	2 回 (夏季、冬季) 各 7 日間連続 (1 時間値×24 回/日×7 日)	対象事業実施区域 周辺 2 地点
一酸化窒素 二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号) による		
ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成 20 年 3 月環境省) による	2 回 (夏季、冬季) 各 7 日間 (1 検体/7 日)	
塩化水素	大気汚染物質測定法指針 (昭和 63 年環境庁) に掲げる方法 (ろ紙捕集、イオンクロマトグラフ法)	2 回 (夏季、冬季) 各 7 日間 (1 検体/日×7 日)	
水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」による	2 回 (夏季、冬季) 各 7 日間 (1 検体/日×7 日)	
地上気象 (風向、風速、気温、湿度)	地上気象観測指針 (平成 14 年 3 月気象庁) による	2 回 (夏季、冬季) 各 7 日間連続 (1 時間値×24 回/日×7 日)	対象事業実施区域内



凡 例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 大気質、悪臭、土壌汚染調査地点
- 地上気象調査地点

図6.2.4 大気質、悪臭及び土壌汚染事後調査地点
(存在・供用による影響)



Scale 1/25,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

2. 騒音

施設の稼働による騒音の影響の事後調査は、表 6.2.10 に示すとおりである。

調査項目は、施設の稼働時の総合騒音及び特定騒音とする。

調査地点を図 6.2.5 に示す。

表 6.2.10 騒音の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
総合騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環告 64 号）等に準じる方法	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回（24 時間連続）	対象事業実施区域 周辺 1 地点
特定騒音 （事業所）	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚・農・通・運告 1 号）等に準じる方法	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回（24 時間連続）	対象事業実施区域 敷地境界 2 地点

3. 振動

施設の稼働による振動の影響の事後調査は、表 6.2.11 に示すとおりである。

調査項目は、施設の稼働時の総合振動及び特定振動とする。

調査地点を図 6.2.5 に示す。

表 6.2.11 振動の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
総合振動	「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」等に準じる方法	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回（24 時間連続）	対象事業実施区域 周辺 1 地点
特定振動 （事業所）	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環告 90 号）等に準じる方法	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回（24 時間連続）	対象事業実施区域 敷地境界 2 地点

4. 低周波音

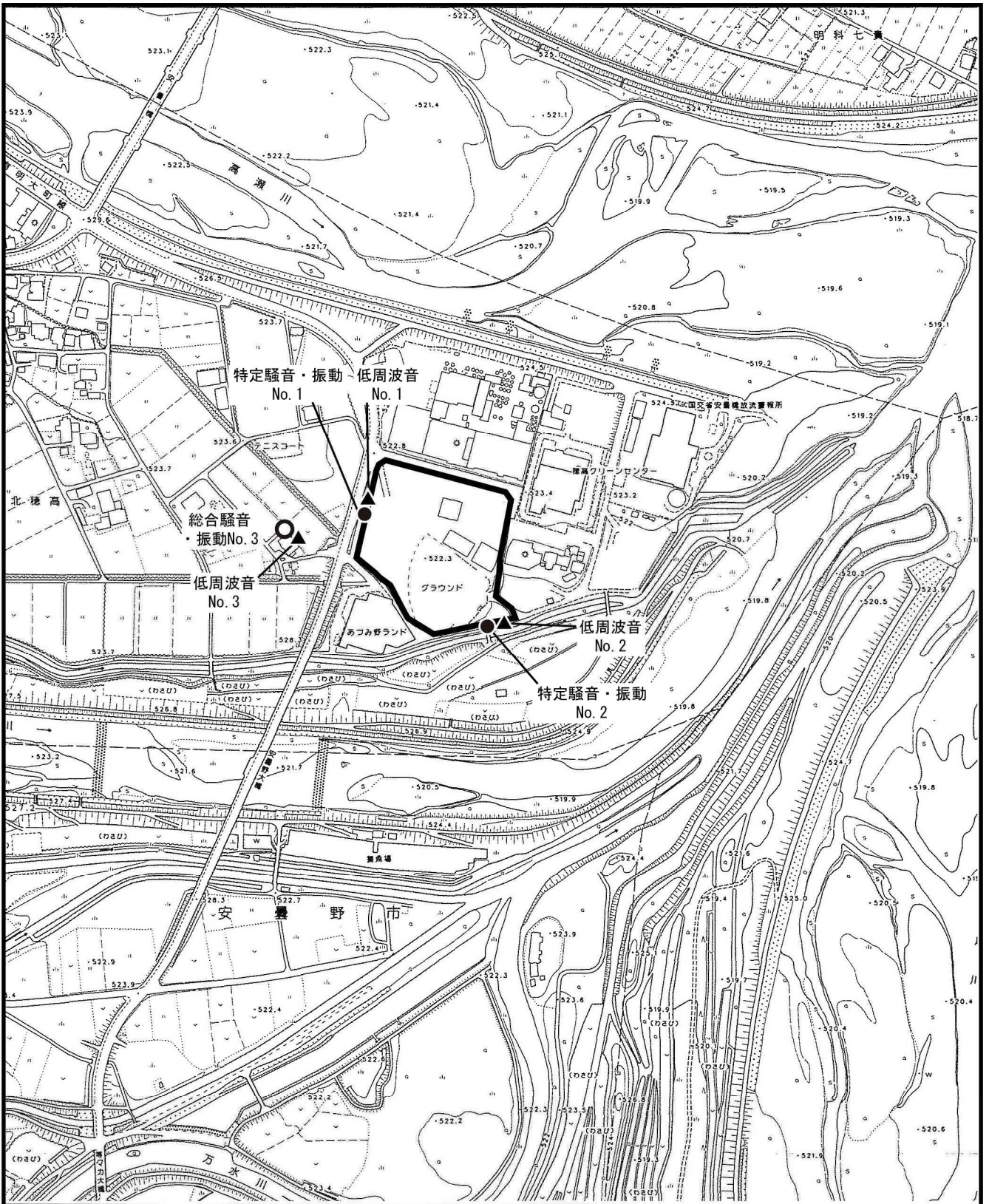
施設の稼働による低周波音の影響の事後調査は、表 6.2.12 に示すとおりである。

調査項目は、施設の稼働時の低周波音とする。

調査地点を図 6.2.5 に示す。

表 6.2.12 低周波音の事後調査計画（存在・供用による影響）

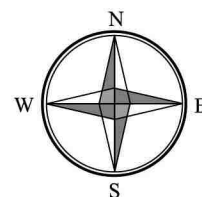
調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
低周波音	低周波音の測定方法に関するマニュアルに準じる方法（平成 12 年環境庁）	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回（24 時間連続）	対象事業実施区域 周辺 1 地点 対象事業実施区域 敷地境界 2 地点



凡例

- 対象事業実施区域
- 総合騒音・振動、調査地点
- 特定騒音・振動調査地点
- 低周波音調査地点

図6.2.5 騒音・振動、低周波音事後調査地点
(存在・供用による影響)



5. 悪臭

施設の稼働による悪臭の影響の事後調査は、表 6.2.13 に示すとおりである。

施設の稼働時の施設からの悪臭の漏えいについては、調査項目は特定悪臭物質及び臭気指数とする。排ガス由来の悪臭については、臭気指数とする。

施設からの悪臭の漏えいの調査地点は、対象事業実施区域敷地境界の風上、風下の 2 地点とする。排ガス由来の悪臭の調査地点は、図 6.2.4 に示す。

表 6.2.13 悪臭の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環告 9 号) に準じる方法	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回 (夏季)	対象事業実施区域敷地境界 2 地点 (風上、風下)
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環告 63 号) に準じる方法		
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環告 63 号) に準じる方法	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回	対象事業実施区域周辺 2 地点

6. 土壌汚染

存在・供用による土壌汚染への影響の事後調査は、表 6.2.14 に示すとおりである。

調査項目は、施設の稼働に伴う排ガスの影響とし、土壌のダイオキシン類とする。

調査地点を図 6.2.4 に示す。なお、具体的な調査地点は、図に示す範囲に基づき、調査実施時に適切な地点を設定する。

表 6.2.14 土壌汚染の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号) に準じる方法	施設の稼働が通常の状態に達した時点 1 回	対象事業実施区域周辺 2 地点

7. 動物

存在・供用による動物への影響の事後調査は、表 6.2.15 に示すとおりである。

存在・供用による動物への影響を対象とし、調査項目は注目すべき種の生息状況とする。

調査地点は、対象事業実施区域内の確認地点及びその周辺とする。

表 6.2.15 動物の事後調査計画（存在・供用による影響）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
注目すべき種の保全 ・ハヤブサ	現地調査 (定点または移動観察)	施設稼働後の3月～4月 期間中に6回程度	対象事業実施区域内の確認地 点及びその周辺

8. 景観

存在・供用による景観への影響の事後調査は、表 6.2.16 に示すとおりである。

調査地点を図 6.2.6 に示す。

表 6.2.16 景観の事後調査計画（存在・供用による影響）

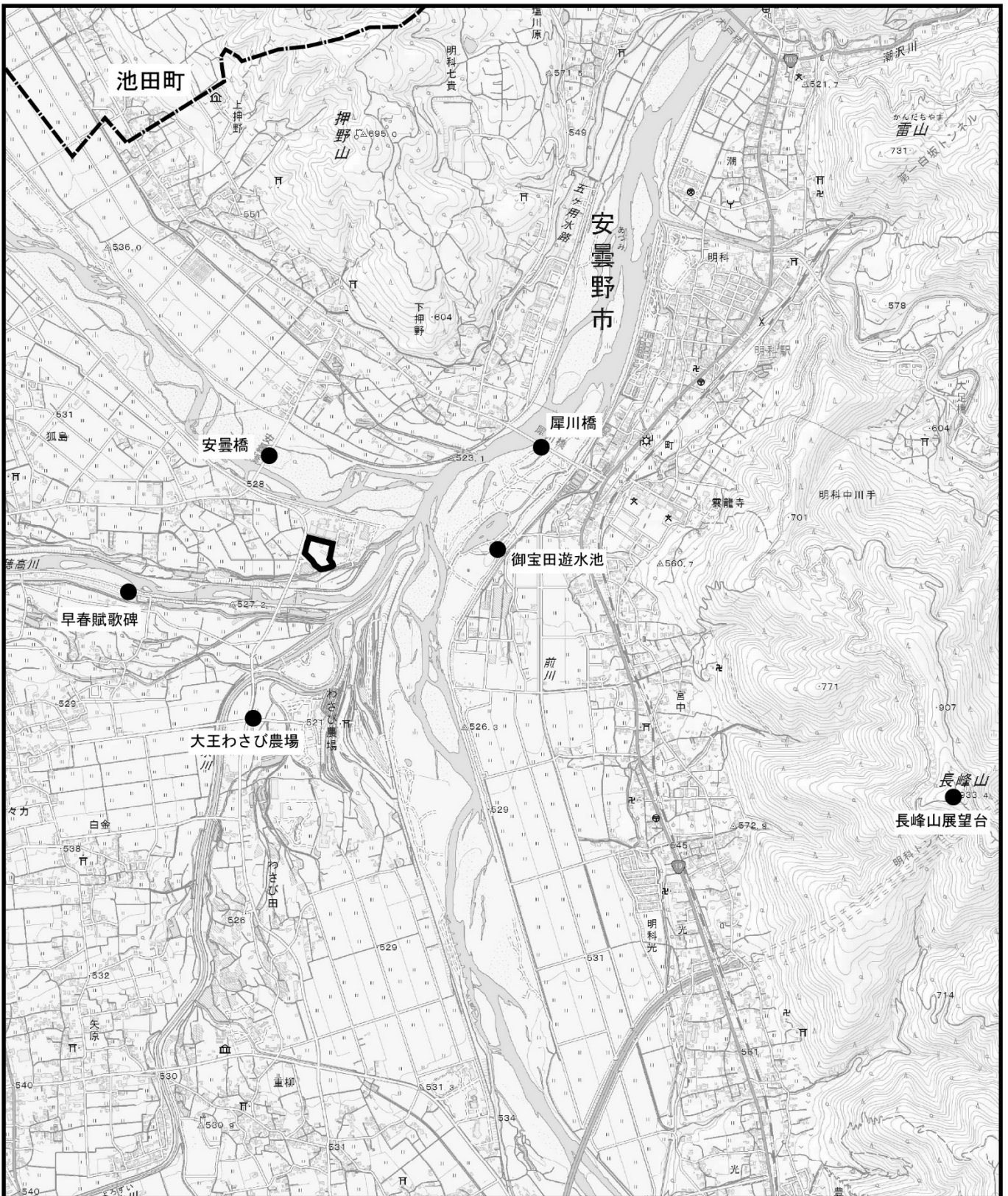
調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
景観資源 構成要素 主要な景観	現地踏査及び写真撮影	施設稼働後2回 (夏季、冬季)	対象事業実施区域周辺6地点

9. 施設の稼働状況及び保全対策の実施状況

事後調査に関連する施設の稼働状況及び環境保全措置の実施状況を表 6.2.17 に示すとおり調査・整理する。

表 6.2.17 施設の稼働状況及び保全対策実施状況の事後調査計画

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
施設の稼働状況	図面・運転管理記録等の資料整理、聞き取り、写真撮影等	事後調査の実施期間	施設配置 建築物仕様 設備・機器種類、規格、台数 廃棄物処理量 焼却残渣等発生量 使用電力量、発電量、売電量
環境保全措置の実 施状況	図面・運転管理記録等の資料整理、聞き取り、写真撮影等	事後調査の実施期間	大気汚染防止対策の状況 騒音・振動防止対策の状況 悪臭防止対策の状況 注目すべき植物、動物の保全措 置の実施状況



凡 例




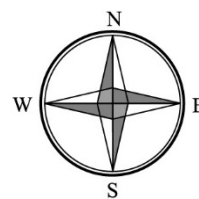
-  対象事業実施区域
-  行政界
-  調査地点

図6.2.6 景観事後調査地点（存在・供用による影響）



Scale 1/25,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。

第3節 事後調査結果の報告等

3.1 事後調査報告書の提出期限及び提出先

事後調査結果の報告は、「工事による影響」、「存在・供用による影響」の調査完了時点で速やかに行う。

事後調査報告書は、長野県知事に提出する。

3.2 事後調査報告書の公表・公開の方法

事後調査結果は、事後調査結果報告書として取りまとめ、公表・公開する。公表・公開場所は穂高広域施設組合及び計画施設とする。また、公表は穂高広域施設組合ホームページでも併せて行う。

3.3 環境保全措置の追加・見直し等

事後調査の結果、本事業の影響により環境保全目標が達成できない場合には、速やかにその原因を究明し、必要に応じて専門家の助言・指導を仰ぎつつ、環境保全措置の追加・見直し並びに追加・見直した環境保全措置を踏まえた予測及び評価を行う。